

秋田県版子ども・子育て会議について

1 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

子ども・子育て支援法第62条第1項に基づき秋田県が策定する「子ども・子育て支援事業支援計画」

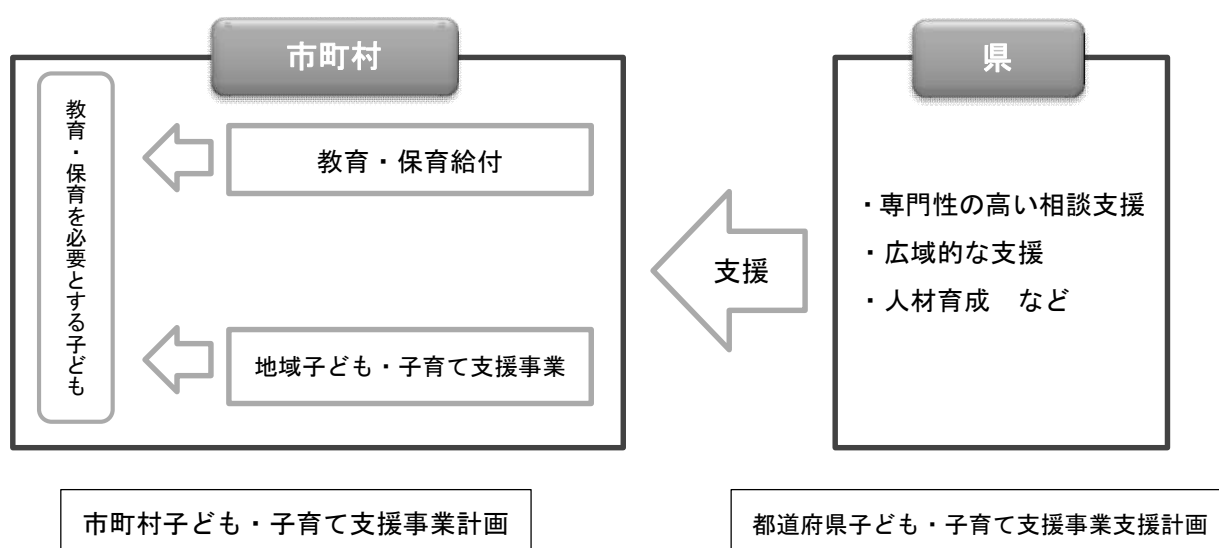
子ども・子育て支援法（抜粋）

第62条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。
2～6 略

また、「すこやかあきた夢っ子プラン」は上記の計画の他、次の法令等に基づく計画も一体とし、策定している。

- ・次世代育成支援対策推進法第9条に基づき秋田県が策定する「地域行動計画」
- ・秋田県子ども・子育て支援条例第8条に基づき知事が定める「子ども・子育て支援に関する基本計画」
- ・「母子保健を含む成育医療等に関する計画」

【参考】子ども・子育て支援法の体系イメージ



2 子ども・子育て会議における意見聴取

子ども・子育て支援法第62条第5項に基づき意見聴取

子ども・子育て支援法（抜粋）

第62条 略

2～4 略

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第72条第4項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

6 略

3 子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援法第72条第4項に基づき設置

子ども・子育て支援法（抜粋）

第72条 略

2～3 略

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第62条第5項に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 略